

## 上場企業プライバシーポリシー実態調査結果

- 東証一部上場企業の改正個人情報保護法対応は 2.2% 97.8%が対応不十分
- 改正法に対応しておらず、プライバシーポリシー改訂が急務である企業は 78%
- 改正個人情報保護法に十分対応していた企業は 225 社中 1 社 0.4%

弊事務所では、平成 29 年 5 月 30 日の改正個人情報保護法の全面施行に合わせ、東証一部上場企業 225 社がホームページで公開している個人情報保護指針（プライバシーポリシー）の実態をサンプリング調査いたしました。

今回の改正により、小規模事業者に関する 5000 件要件が廃止され、ほぼすべての事業者に対して個人情報保護法の義務規定が適用されます。各企業の改正対応としては、要配慮個人情報の取得方法、オプトアウトの制限への対応、保有個人データの開示請求手続きなどの開示など広範囲にわたっています。

弊事務所では、企業の改正法への対応を支援するため、個人情報保護指針（プライバシーポリシー）が改正法に対応しているかを点検する「個人情報保護指針チェックシート（改訂版）」をすでに公表しております。今回の調査ではこのチェックシートの必須チェック項目を点数化（10 ポイント満点）して、対象企業がホームページで公開している個人情報保護指針（プライバシーポリシー）が改正法に対応しているか調査しました。チェックシートの必須チェック項目は、企業等の個人情報保護指針に盛り込まれることが検討されるべき必須事項であり、企業の担当者が誤りやすい事項や見落としがちな事項も盛り込まれていません。

### 【調査の方法】

#### ・調査の対象

今回調査の対象となったのは、東証一部上場企業のうち、業界ごとに無作為に抽出した合計 225 社がホームページで公表している改正法全面施行日（5 月 30 日）時点の個人情報保護指針（プライバシーポリシー）です。

なお、改正個人情報保護法に対応しているかを的確に評価するため、プライバシーマークを取得している企業を除いています。

#### ・調査期間

対象となっているホームページはすべて改正法の全面施行日である平成 29 年 5 月 30 日時点のものです。

弊事務所での評価・分析は同日～5月31日にかけて行われました。

#### ・調査方法の内容

(評価の基準)

改正法の全面施行日である平成29年5月30日に対象225社のホームページに掲載された個人情報保護指針(プライバシーポリシー)を保存し、「個人情報保護指針チェックシート」の必須チェック10項目に該当するか弁護士がすべて採点しました。

採点の方法は、チェック項目(10項目)を1項目1ポイントとしています。

具体的には、以下の1～10の項目がチェック項目となります。

チェック項目
1 取得する個人情報の利用目的を明示している。明示しない場合は、取得後速やかに利用目的を本人に通知するか公表する旨が規定されている。
2 個人情報の取扱いについて、本人の同意なく利用できるものとして法令で定められた一定の例外についての記載があり、「一切利用しません」といった無理な記載をしていない。
3 「個人データ」を第三者に提供する場合について記載し(第三者提供しない場合は、第三者提供しない旨を記載し)、第三者提供の対象を「個人データ」と記載している。
4 第三者提供について、法令で定められた一定の例外についての記載があり、「同意のない限り一切第三者に提供しません」といった無理な記載をしていない。
5 個人情報取扱事業者の氏名又は名称を記載し、保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先として、担当部署まで記載している。
6 保有個人データとしてどのような情報(ファイル)を保有しているかすべて明示している。
7 保有個人データの種類(ファイル)ごとに利用目的を明示し、利用目的が、「いかなる」事業範囲の「どのような」目的(方法)に利用するかを記載する等して具体的に特定されている。
8 マイナンバー情報(特定個人情報)を保有個人データとして明示したうえ、その利用目的を番号利用法※で規定されたものに限定している。
9 保有個人データの開示等の請求を行う手続について、確認書類や手続方法などを規定している。
10 法律が定める保有個人データを開示しない例外について記載し、保有個人データの訂正等・利用停止等をしない場合について記載している。

※番号利用法(マイナンバー法)とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」のことです。

なお、上記の項目に形式的に該当しない場合であっても、改正個人情報保護法の趣旨を十分に果たしていると考えられる場合は、実質的にチェック項目を充足するものとして採点しました。

採点を適正に行うため、チェック項目に該当するか微妙なものについてはその都度弁護士同士で協議しました。

(評価の方法)

改正法に対応したものになっているかの評価は、各企業のポイント数に応じて以下のように判定することにしました。

10 ポイント	改正法に十分対応している
8~9 ポイント	改正法に概ね対応している
5~7 ポイント	改正法への対応が不十分
4 ポイント以下	改正法に対応していない

※なお、この 225 社の中には、ホームページを有していながら、個人情報保護指針（プライバシーポリシー）を作成・公表していない企業も数社含まれており、この企業については 0 ポイントとしています。

また、上記の評価は企業がホームページで公表している個人情報保護指針（プライバシーポリシー）の評価であり、「改正法への対応が不十分」、「改正法に対応していない」であっても、直ちに個人情報保護法違反にあたることを意味するわけではありません。

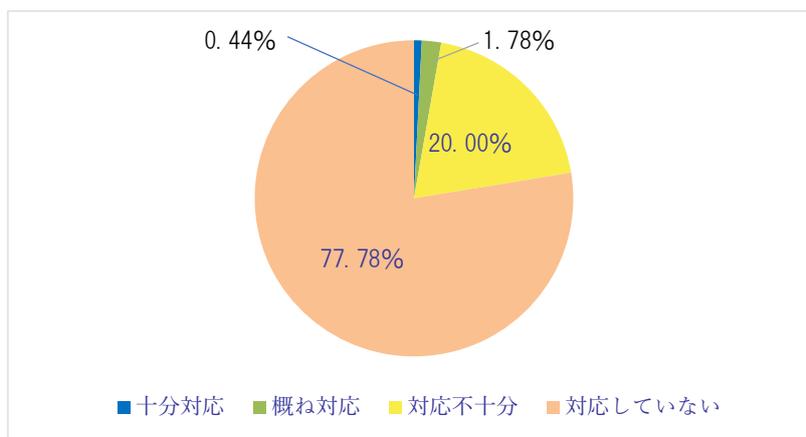
【調査結果】

(全体)

・東証一部上場企業 225 社の平均は 3.1 ポイントで、「改正法に対応していない」という評価になりました。

・「改正法に十分対応している」はわずか 1 社で全体の 0.4%、「改正法に概ね対応している」は 4 社で全体の 1.8%となり、両方合わせても 2.2%でした

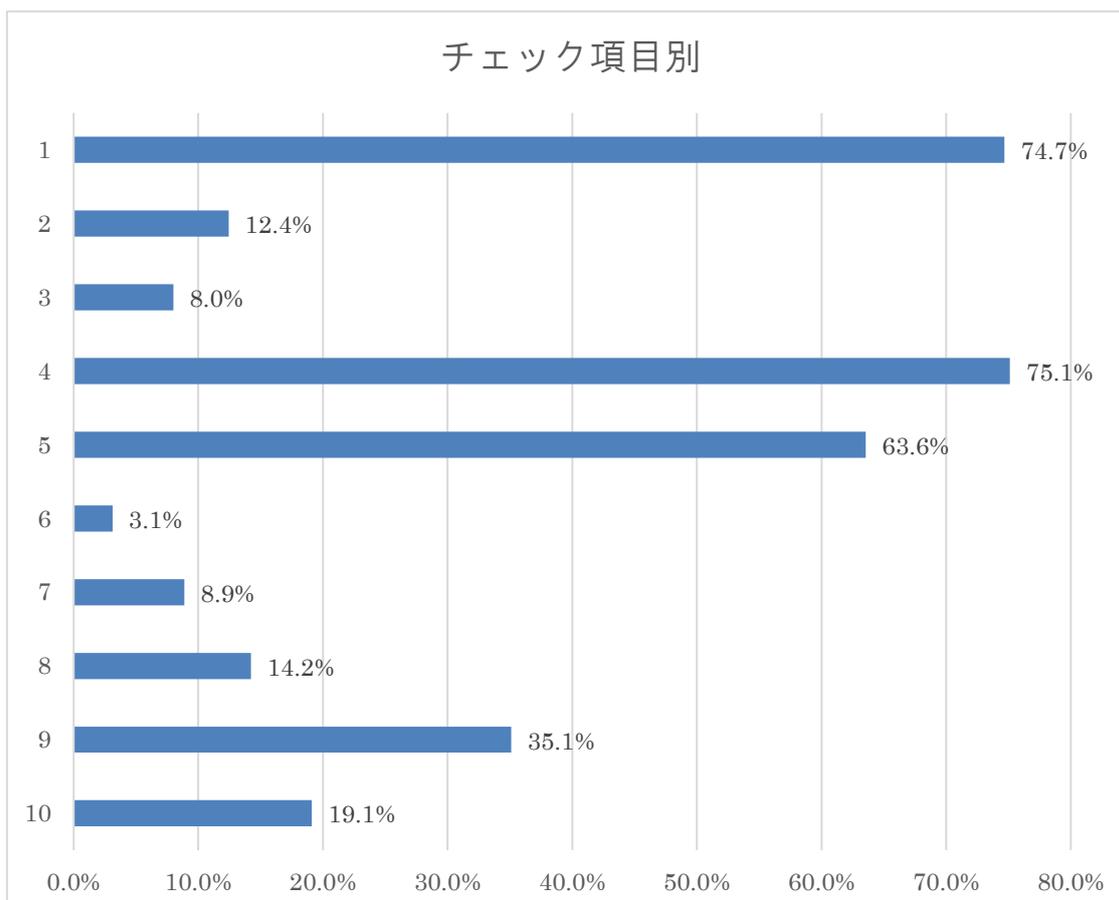
・一方、「改正法への対応は不十分」は 45 社で全体の 20%、「改正法に対応していない」は 175 社で全体の 77.8%となり、両方合わせると実に全体の 97.8%に上りました。



(チェック項目別)

・75%の企業が個人情報の利用目的について規定し、個人データの第三者提供についての法律上の例外事由について規定していました。しかし、その他の個人情報保護法への対応は極めて低水準でした。

・保有個人データの開示等請求への対応がホームページに記載されていない傾向が顕著でした。

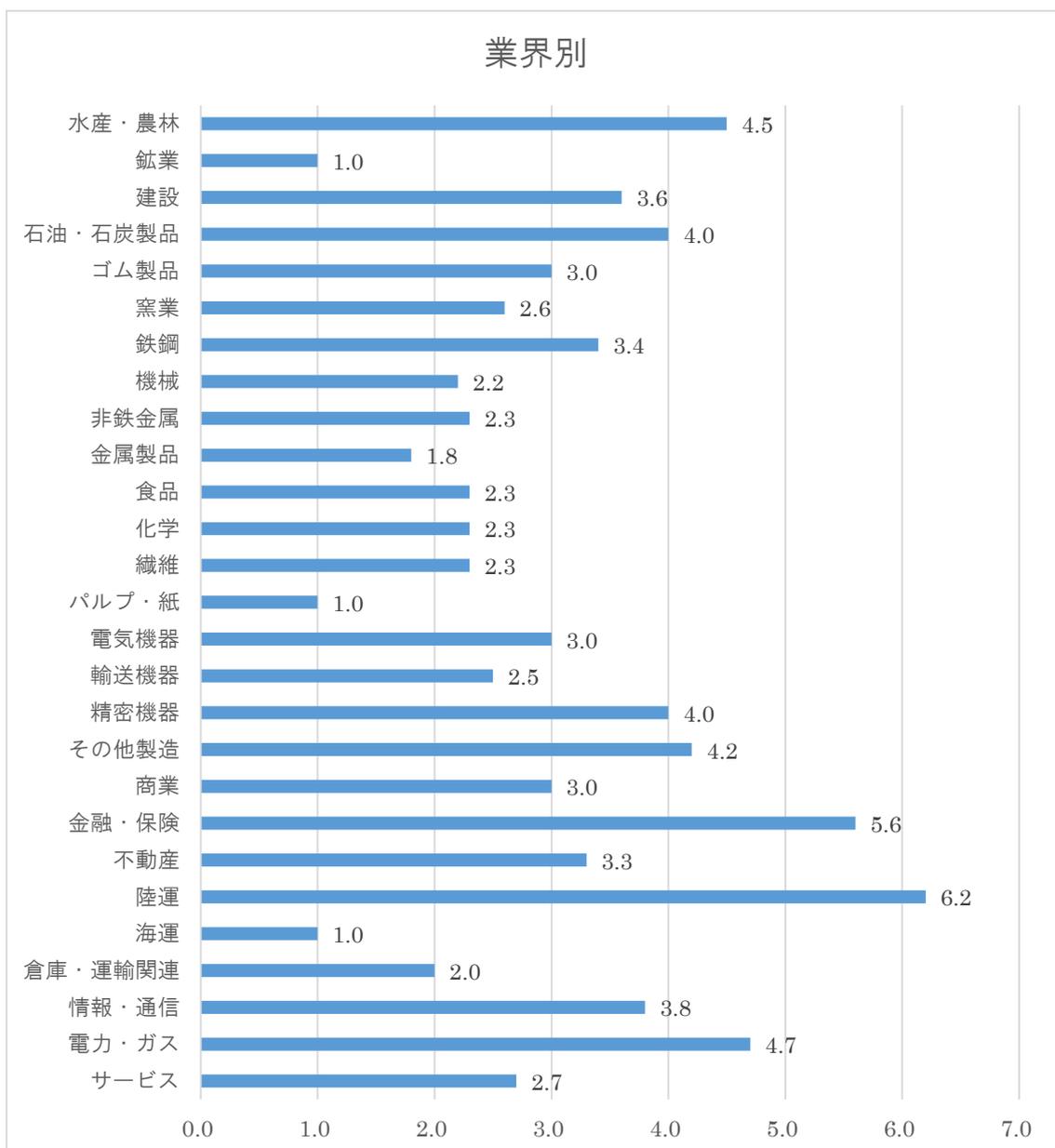


【凡例】

- 1 個人情報の利用目的の明示／利用目的の本人への通知・公表
- 2 個人情報の取扱いについて法令で定められた一定の例外の記載
- 3 「個人データ」の第三者提供についての記載
- 4 個人データの第三者提供について法令で定められた一定の例外の記載
- 5 個人情報取扱事業者の氏名・名称の記載及び苦情の申出先の記載
- 6 保有個人データの明示
- 7 保有個人データごとの利用目的の明示及び利用目的の特定
- 8 マイナンバー情報（特定個人情報）の明示と利用目的の限定
- 9 保有個人データの開示等請求の手続方法の記載
- 10 法律が定める保有個人データを開示しない例外の記載

(業界別)

・業界別で平均値が高かったのは「陸運」業界で平均 6.1 ポイント。平均値が低かったのは「鉱業」「紙・パルプ」、「海運」業界でともに平均 1.0 ポイントでした。



チェックリスト点検項目											
業種	NO.1	NO.2	NO.3	NO.4	NO.5	NO.6	NO.7	NO.8	NO.9	NO.10	平均 ポイント
水産・農林	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	50.0%	100.0%	0.0%	4.5
鉱業	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.0
建設	58.3%	0.0%	16.7%	41.7%	58.3%	0.0%	8.3%	25.0%	41.7%	16.7%	3.6
石油・石炭製品	100.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	4.0
ゴム製品	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	3.0
窯業	60.0%	0.0%	0.0%	60.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	40.0%	0.0%	2.6
鉄鋼	100.0%	0.0%	40.0%	60.0%	60.0%	0.0%	0.0%	0.0%	60.0%	20.0%	3.4
機械	55.6%	11.1%	0.0%	66.7%	55.6%	0.0%	0.0%	5.6%	16.7%	11.1%	2.2
非鉄金属	100.0%	0.0%	0.0%	75.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.3
金属製品	20.0%	0.0%	0.0%	60.0%	40.0%	0.0%	0.0%	20.0%	20.0%	20.0%	1.8
食品	62.5%	0.0%	0.0%	87.5%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	2.3
化学	35.0%	5.0%	5.0%	85.0%	60.0%	0.0%	0.0%	10.0%	20.0%	10.0%	2.3
繊維	50.0%	0.0%	25.0%	50.0%	75.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	2.3
パルプ・紙	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.0
電気機器	80.0%	6.7%	6.7%	86.7%	60.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	26.7%	3.0
輸送機器	75.0%	50.0%	25.0%	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.5
精密機器	100.0%	25.0%	0.0%	75.0%	100.0%	0.0%	25.0%	25.0%	50.0%	0.0%	4.0
その他製造	100.0%	20.0%	0.0%	100.0%	80.0%	0.0%	0.0%	20.0%	60.0%	40.0%	4.2
商業	92.3%	12.8%	2.6%	87.2%	59.0%	0.0%	2.6%	7.7%	25.6%	10.3%	3.0
金融・保険	94.1%	29.4%	23.5%	70.6%	82.4%	11.8%	52.9%	47.1%	82.4%	64.7%	5.6
不動産	100.0%	28.6%	14.3%	28.6%	71.4%	0.0%	14.3%	14.3%	42.9%	14.3%	3.3
陸運	83.3%	33.3%	33.3%	83.3%	100.0%	50.0%	50.0%	50.0%	66.7%	66.7%	6.2
海運	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.0
倉庫・運輸関連	66.7%	0.0%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	2.0
情報・通信	80.0%	26.7%	6.7%	80.0%	73.3%	13.3%	13.3%	6.7%	53.3%	26.7%	3.8
電力・ガス	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	33.3%	66.7%	33.3%	33.3%	4.7
サービス	75.0%	12.5%	6.3%	81.3%	37.5%	0.0%	6.3%	18.8%	18.8%	12.5%	2.7

#### 【個人情報保護指針の改定が行われたか】

そもそも個人情報保護指針（プライバシーポリシー）を改訂していない企業も散見されました。

制定・改訂日をホームページに記載している企業のうち、個人情報保護法（旧法）が全面施行された年である平成17年に個人情報保護指針（プライバシーポリシー）を制定したままの企業も16社ありました。

また、特定個人情報保護法(マイナンバー法)の施行が平成 27 年以前に個人情報保護指針(プライバシーポリシー)を改訂したままである企業も 39 社ありました。

改正法の施行日である本年 5 月 30 日に合わせて個人情報保護指針(プライバシーポリシー)を改定したと明記した企業は 10 社にとどまりました。

<225 社中、制定・改訂日をホームページに記載している企業>

平成 17 年制定のまま	16 社
制定・改訂が平成 20 年以前	11 社
制定・改訂が平成 27 年以前	39 社
制定・改訂が平成 29 年施行日以前	16 社
平成 29 年施行日に改訂	10 社

## 【評価】

### 1 全体の評価

今回の調査で判明したのは、一部上場企業の多くが、いまだ改正法対応を行っていないという実態です。

改正個人情報保護法では、保有個人データ開示等請求権が新たに規定され、開示等請求の対象となる保有個人データの明示が求められました。上場企業にとっては個人情報を多数保有する関係からも、こうした新しい仕組みへの対応は必須となっています。ところが、こうした体制整備をしていないと考えられる上場企業が多数確認されました。

改正個人情報保護法の施行については、メディア等により、企業の「過剰反応」への懸念が示されていたところですが、今回の調査では、むしろ、企業の「過小反応」「無反応」ともいべき姿勢が際立っており、企業の改正法への対応は極めて遅れているといわざるを得ません。

### 2 業界別の評価

各業界での充足度を見た場合、トップに立ったのが陸運業界でした。今回、唯一「改正法に十分対応している」と評価できた企業も鉄道会社です。金融・証券業界では、銀行が高得点をあげています。

一方、食品、サービス業界ではBtoCビジネスが主流であり、改正法への対応が必須であるにもかかわらず平均ポイントは業界最低域の平均 2 ポイント程度にとどまるという状況でした。

このように、業界によって改正個人情報保護法への対応の意識の差は顕著になっています。

### 3 注意点

以上の調査は、あくまで企業がホームページで公表している個人情報保護指針（プライバシーポリシー）を対象にしているものであり、各企業の個人情報保護体制が改正法に対応しているかまで判断するものではありません。

しかし、インターネットが普及している現代において、各企業の「顔」ともいえるべきホームページに掲載された個人情報保護指針（プライバシーポリシー）が法律に対応したものでなければ、株主や顧客から、企業のコンプライアンス（法令遵守）意識を問題視されても致し方ないといえるでしょう。また、株主や顧客などの法令上の請求（開示等請求）により適切・誠実に対応するうえでも、ホームページに掲載された個人情報保護指針（プライバシーポリシー）は法の規定が適切・適正に反映されたものであるべきでしょう。

各企業の皆様におかれましては、弊事務所がすでに公開している「個人情報保護指針サンプル（雛形）」などを活用いただき、改正法に十分対応した個人情報保護指針（プライバシーポリシー）を作成していただきたいと存じます。

平成 29 年 6 月 2 日

牧野総合法律事務所弁護士法人

